

# 消費者契約法について

## ○ 民法との関係について

消費者契約法は、契約が対等な当事者の合意に基づき成立することを前提としている民法の特別法として、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者契約に関する包括的な民事ルールを定めるもの。

(消費者契約法の適用対象となる「契約」に該当するかは民法上の解釈によって判断されるもの)

## ○ 取消権について

消費者契約法では、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされており、同法第4条において取消しすることができる不当な勧誘の各類型が規定されている。

→ 霊感商法に係る取消権は同法第4条第3項第6号に規定

## ○ 罰則や行政処分について

消費者契約法は、民法の特別法(民事ルール)であるため、不当な勧誘を行った事業者に対する罰則規定や、行政処分の規定はない。

## 【参考条文】

### ○消費者契約法（平成12年法律第61号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4 （略）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 （略）

2 （略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一～五 （略）

六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

七・八 （略）

4～6 （略）

### ○民法（明治29年法律第89号）（抄）

（契約の成立と方式）

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 （略）

## 第1回検討会で御質問いただいた事項について

### 消費者契約法第4条第3項第6号の取消権の行使の状況について

- 消費者契約法は民事ルールであり、トラブルは最終的に民と民の関係で解決されるものであることから、消費者契約法で実際に取り消すことができた件数について、行政が網羅的に把握することは困難。
- また、消費者契約法第4条第3項第6号に規定する取消権が追加された平成30年改正法施行（令和元年6月15日）以降の裁判例において、同号に規定する取消権が行使された裁判例は確認できなかった※。  
※裁判例検索サービス「LEX/DBインターネット」、「Westlaw Japan」において、キーワード「消費者契約法4条3項」、「消費者契約法4条3項6号」、「消費者契約法&靈感」で検索した結果（令和4年9月2日時点）。
- なお、売買を伴う靈感商法に関して、民法（709条等）が適用された裁判例は存在。

### 「プレゼント＋献金」パターンと消費者契約法の関係について

- 消費者契約法の取消権の適用対象となる「契約」に該当するかは民法上の解釈によって判断されるものであって、消費者契約法においてその範囲を規定しているわけではない。

## 【参考】靈感商法に関して民法が適用された判例の抜粋(平成26年3月26日東京地裁)

### 事案の概要

- 原告が、被告に対し、「被告が、氏名不詳の男性と共謀の上、原告やその夫に対する除霊を行わなければ同人らの生命・身体・財産に対する害悪がもたらされるなどとして、原告の不安や恐怖心をあおり、原告やその夫の除霊費用名目で多額の金員を支払わせた。」などと主張して、不法行為に基づく損害賠償として、上記除霊費用名目での支払に係る金員及び弁護士費用相当額並びに上記除霊費用名目での金員支払の日からの遅延損害金の支払を求めた事案。

### 判決の概要

- 本件支払は、被告らが、同人らに超自然的な能力があることを前提として、科学的に証明できないような内容の説明をして、除霊を受けることを原告夫妻に勧誘して、同人らをして除霊を受ける旨の判断に至らしめたものであるところ、被告らによる上記説明の内容が科学的に証明できないものであるとの一点のみを理由に、直ちにその勧誘行為が違法であるものと評価すべきではないが、勧誘相手（原告夫妻）をいたずらに不安に陥れたり、畏怖させたりした上で、そのような心理状態につけ込んで行われ、社会一般的に相手の自由な意思に基づくものとはいえないような態様で行われたものである場合や、相手の社会的地位や資産状況等に照らして不相当な多額の金員を支出させるなど、社会的に考えて一般的に相当と認められる範囲を著しく逸脱するものである場合などには、そのような行為は、反社会的なものと評価され、公序良俗に反するものとして、違法なものになるといわざるを得ない。
- 被告は、原告に対し、違法な勧誘行為に基づく原告の損害について、不法行為に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。具体的には、本件支払に係る金員相当額及び弁護士費用相当額並びに本件支払のなされた日から民法所定の遅延損害金を支払うべきものといえる。

### 備考

- 同判例を扱った消費者法判例百選（99ページ）によれば、「被害回復手続としては、契約取消よりも、事業者側の法人だけでなく、実際の行為者や経営者個人も相手方として共同不法行為や使用責任を問うことが多い」旨が指摘されている。